

# 盛岡市犯罪被害者等支援計画

～寄り添う支援、支える社会～



盛岡市広報キャラクター  
「モリィ」

令和8年2月  
盛岡市

# 目次

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	条例に掲げる基本的な理念	3
4	計画の期間	3
5	意見の反映	3
6	進行管理	3

## 第2章 犯罪被害者等の現状

1	市内における犯罪等の状況	4
---	--------------	---

## 第3章 具体的施策

○	施策体系	6
○	推進体制	7
○	施策の柱Ⅰ 支援体制の整備・充実	
1	相談及び情報の提供	8
2	支援体制の充実	9
3	民間支援団体の活動支援	10
4	人材の育成	11
○	施策の柱Ⅱ 精神的・身体的被害の回復・防止	
1	心身に受けた影響からの回復	12
2	安全の確保	12
3	二次被害を受けた方への支援	13
○	施策の柱Ⅲ 損害回復・経済的支援等	
1	損害賠償の請求等に関する周知	14
2	経済的負担の軽減	14
3	居住の安定	15
4	雇用の安定	16
○	施策の柱Ⅳ 市民の理解の増進と配慮	
1	犯罪被害者等支援、二次被害の防止に関する広報・啓発	17

## 参考資料

1	犯罪被害者等基本法	18
2	盛岡市犯罪被害者等支援条例	24
3	盛岡市犯罪被害者等支援ハンドブック	27

# 第1章 計画の概要

## ➤ 1 計画策定の趣旨

安全で安心して暮らせるまちの実現は、市民共通の願いであり、「第4次盛岡市防犯活動推進計画（令和5年度～令和9年度）」においても、地域総ぐるみによる防犯活動を推進するなど、「多様化する犯罪の被害のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現」を目指した取組を行っています。

しかし、依然として様々な犯罪等<sup>1</sup>が後を絶たず、市民の誰もが巻き込まれる可能性があります。

犯罪等により被害を受けた方及びその家族又は遺族の方々（以下「犯罪被害者等」という。）は、直接的な被害にとどまらず、その後の心身の不調等の精神的・身体的な問題、経済的な問題、さらには、周囲の配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷等による二次被害にも苦しめられることがあります。これらの問題により、犯罪被害者等は、周囲から距離を置かれたり、自ら距離を置いてしまい、社会から孤立してしまうことから、関係機関等が連携して支援する必要があります。

犯罪被害者等の支援について、平成16年に制定された犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）と、これに基づき、翌年に国が策定した犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）を受け、岩手県で令和6年3月に犯罪被害者等支援条例を制定し、令和7年3月に岩手県犯罪被害者等支援実施計画を策定しました。

本市においても、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、令和7年3月に盛岡市犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）を制定し、4月から施行したところです。

今後は、条例の基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援を行うために、「盛岡市犯罪被害者等支援計画」を策定するものです。

---

### 1 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう（基本法第2条第1項）。「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為をいう。「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、これに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいう。

## ➤ 2 計画の位置付け

---

この計画は、本市の総合計画の「基本目標 4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」の「施策 20 安全・安心な暮らしの確保」の「小施策 2 防犯対策の推進」に位置づけられるものです。

また、この計画は、基本法第 5 条を踏まえた条例第 6 条の規定により、犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市における犯罪被害者等支援の施策体系、推進体制及び具体的な支援施策等を示すものです。

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）抜粋

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

盛岡市犯罪被害者等支援条例（令和 7 年条例第 1 号）抜粋

（計画の策定等）

第 6 条 市長は、犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画の策定、変更等に当たっては、盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

### ➤ 3 条例に掲げる基本的な理念

---

犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、条例第3条に定める次の4つの基本理念に基づき、支援を推進します。

#### (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳の尊重

犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われること。

#### (2) 犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援と二次被害・再被害への配慮

犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、置かれている状況その他の事情等に応じて適切に支援が行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害・再被害を生じさせることのないよう十分配慮すること。

#### (3) 途切れることのない必要な支援の提供

被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。

#### (4) 関係機関・団体の相互連携及び協力

市と県・警察・公共的団体・民間支援団体等の関係機関等が相互に連携し、協力することにより行われること。

### ➤ 4 計画の期間

---

この計画の期間は、令和8年度から令和10年度までの3か年とします。

県の現在の計画が令和7年度から令和10年度までであることから終期を揃えたものであり、次回以降の市の計画の計画期間は、5年を予定しています。

ただし、計画期間内であっても、国や県の施策の展開、犯罪被害者等のニーズや支援施策の進捗状況等により必要なときは、見直しを行うこととします。

### ➤ 5 意見の反映

---

計画の策定及び変更の際は、条例第6条第2項の規定により、盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会の意見を聴き、策定及び変更を行います。

### ➤ 6 進行管理

---

盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会において進捗状況の点検、検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

## 第2章 犯罪被害者等の現状

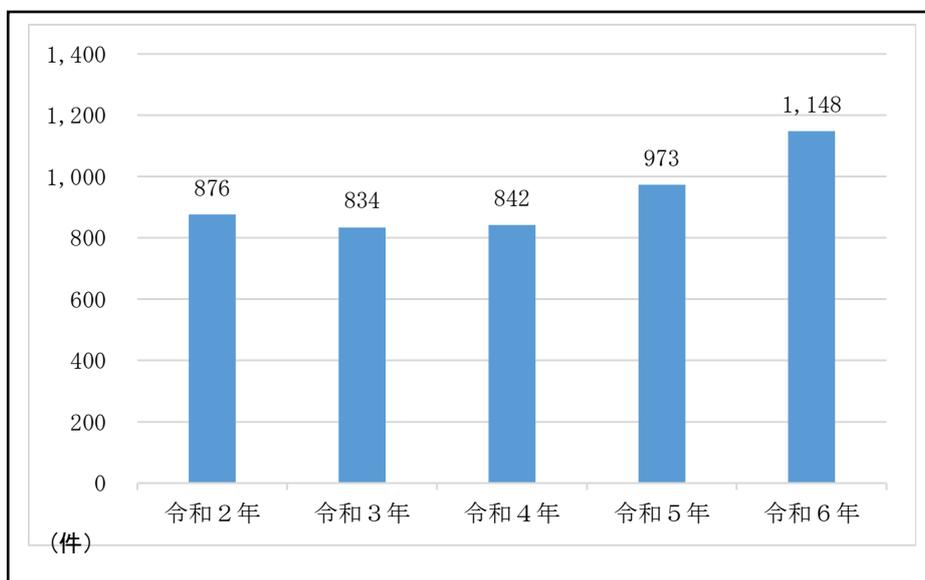
### ➤ 1 市内における犯罪等の状況

#### (1) 刑法犯認知件数

盛岡市の刑法犯認知件数は、平成13年の5,701件をピークに減少傾向にあり、令和3年は834件とピーク時の約7分の1となりました。

しかし、その後自転車盗が増加するなどしたことから、令和6年は1,148件と3年連続で増加しています。

#### 【市内における刑法犯認知件数】



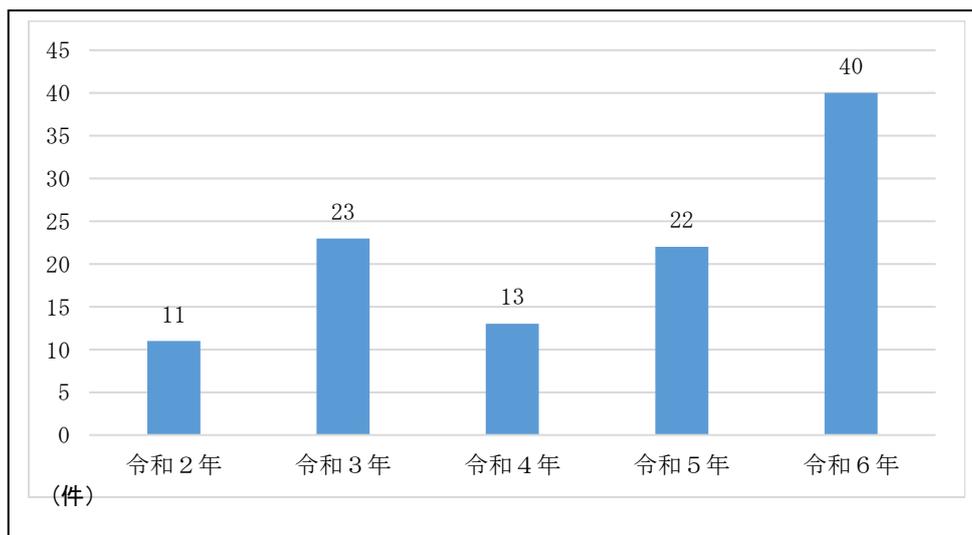
[岩手県警察本部調べ]

## (2) 重要犯罪の認知件数

市内における重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつ）の認知件数及び罪種別の認知件数は、次の各表のとおりです。

市内における重要犯罪の認知件数は、概ね10件から20件程度で推移していましたが、令和5年の刑法改正後、不同意性交等の認知件数が増加しています。

【市内における重要犯罪認知件数】



【罪種別重要犯罪認知件数（単位：件）】

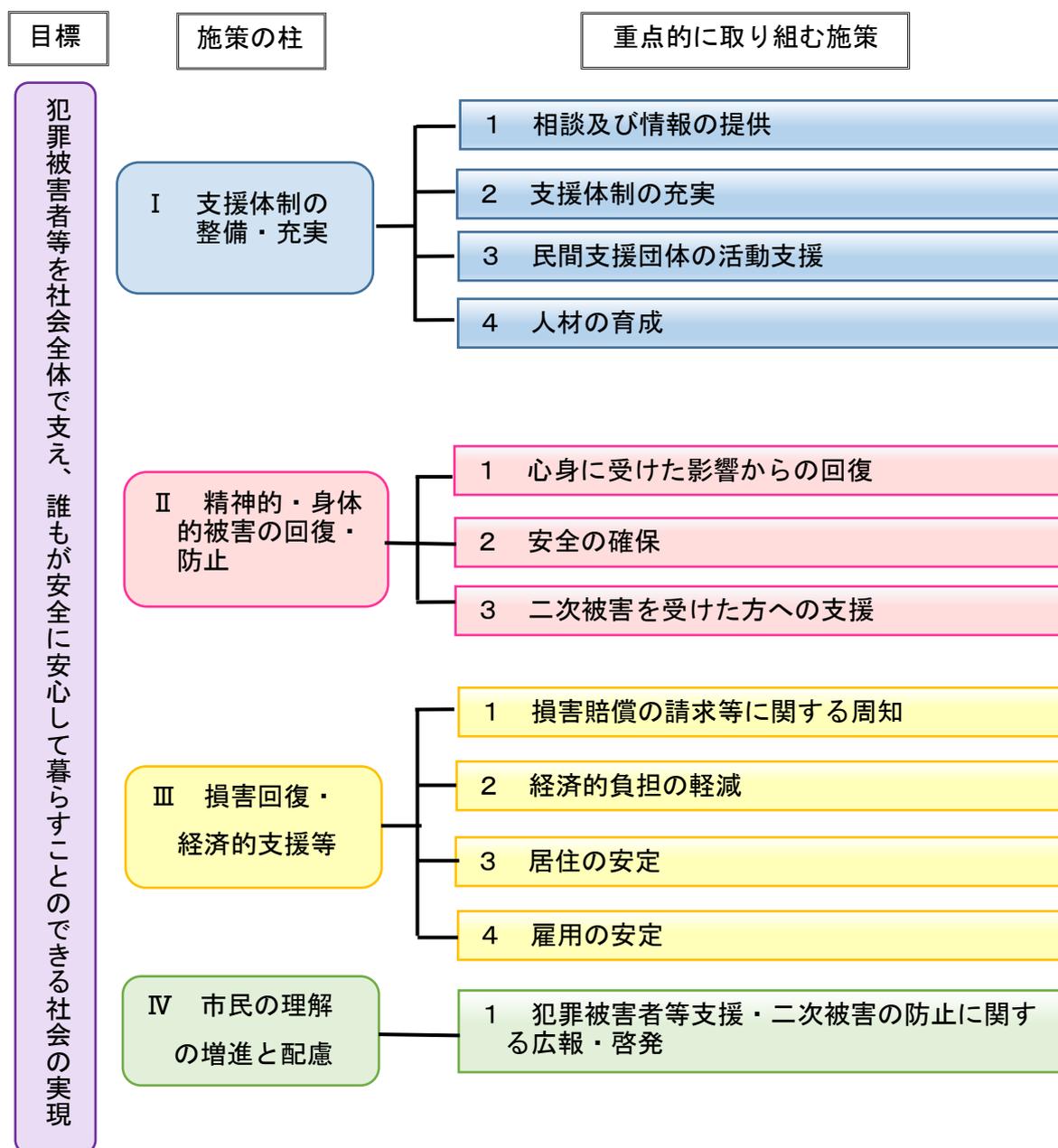
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
殺人	1	3	0	1	2
強盗	3	3	0	1	2
放火	3	3	0	0	4
略取誘拐・人身売買	0	0	0	0	0
不同意性交等	0	2	0	9	16
不同意わいせつ	4	12	13	11	16
合計	11	23	13	22	40

[岩手県警察本部調べ]

## 第3章 具体的施策

### ➤ 施策体系

犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、本市における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の4つの「施策の柱」により重点的に取り組む施策及びその具体的施策を以下のとおり類型化しました。



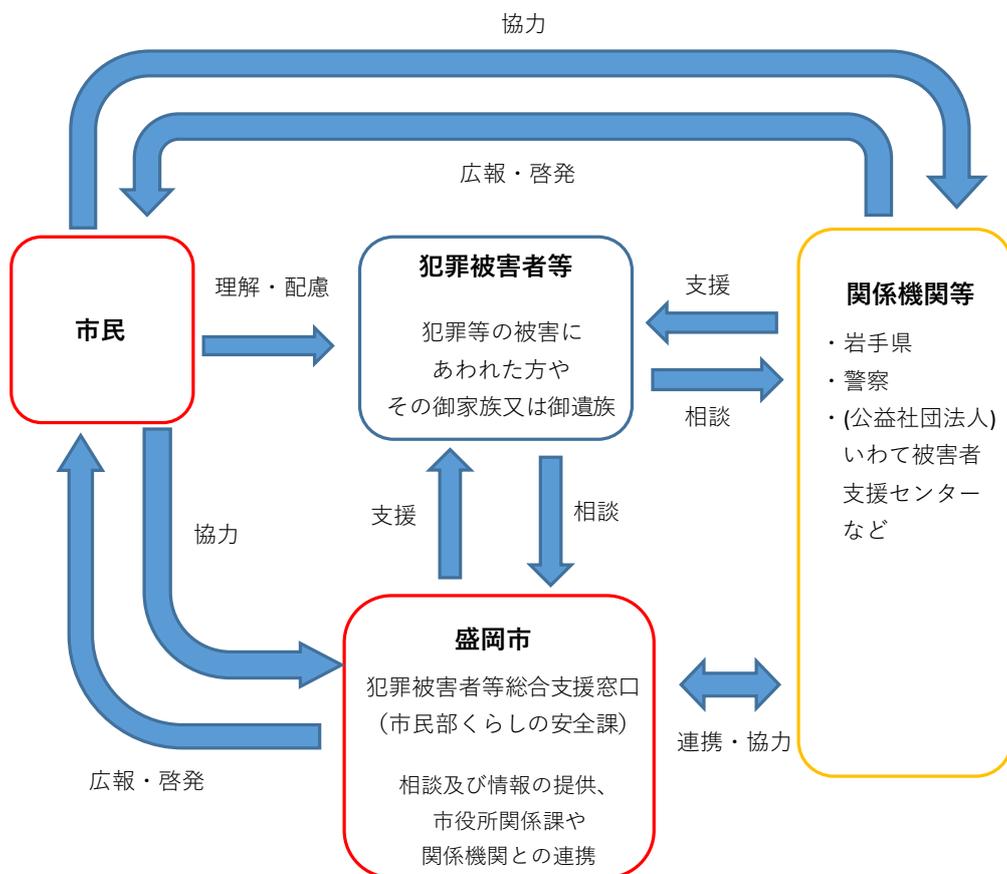
## ➤ 推進体制

本市における犯罪被害者等支援は、条例に掲げる基本理念のとおり、県、民間支援団体その他の関係機関・団体が相互に連携し、協力することにより行うこととしており、総合支援窓口であるくらしの安全課において、犯罪被害者やその家族・代理人等からの相談に応じて、利用できる市のサービスについて庁内担当課等と連絡調整を行いその利用を支援するほか、必要に応じて県・警察・いわて被害者支援センターなどの外部機関と協力して、支援を行います。

そして、その際に速やかに連携できるよう、支援施策をまとめた盛岡市犯罪被害者等支援ハンドブック（p27、参考資料3）を作成します。

計画の進捗管理に当たっては、学識経験者や犯罪被害者等で構成する「盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会」において、毎年度進捗状況を確認するとともに、専門的な見地からの意見を聴取し、必要があれば計画に反映させていきます。

### 【犯罪被害者等支援の流れ】



## 施策の柱Ⅰ 支援体制の整備・充実

---

### 1 相談及び情報の提供

#### 【現状と課題】

- 犯罪被害者等が受ける被害は、身体的被害、精神的被害等、犯罪被害の内容や行為との関連性の強さのみならず、犯罪被害者等の年齢、性別、家庭の状況等、犯罪被害者等が置かれている状況によって差異があり、必要な支援も多岐にわたります。  
しかし、被害直後の犯罪被害者等は、精神的な負担等により、何をして良いのか分からなくなり、相談することもできず、必要な支援を受けられないという場合があります。
- 犯罪被害者等のニーズに沿った支援を推進するためには、誰もが相談しやすく、かつ、必要な時に必要な情報が受け取れる体制の整備が必要であるほか、個々の犯罪被害者等がどのような支援を必要としているかを早期に把握することできるよう、職員等の資質の向上を含めた支援体制を整備する必要があります。
- また、総合支援窓口の認知度を向上させるため、市民に広く周知する必要があります。

#### 【取組の方向性】

- 犯罪被害者やその家族・代理人等が相談しやすく適切な情報提供を受けられるような相談体制を整備し、必要な支援につなげます。

#### 【具体的施策】

- 本市の総合支援窓口であるくらしの安全課において、犯罪被害者やその家族・代理人等からの相談等に応じて、利用できる市のサービスについて庁内担当課等と連絡調整を行いその利用を支援するほか、必要に応じて県・警察・いわて被害者支援センターなどの外部機関と協力して、支援を行います。
- 総合支援窓口での相談は、窓口での直接の相談（事前予約制）のほか、電話や電子メールでも受け付けます。
- 犯罪被害者等の支援施策をまとめた盛岡市犯罪被害者等支援ハンドブックを作成し、広報やホームページに掲載して、利用できるサービスについて情報を提供します。

## 2 支援体制の充実

### 【現状と課題】

- 本市は、住民にとって最も身近であり、生活福祉支援や教育支援の提供等、犯罪被害者等の中長期にわたる支援を担う行政機関です。
- 本市の総合支援窓口における担当者が、庁内担当課等や県・警察・いわて被害者支援センターなどの外部機関と連携し、必要とする支援に結び付けることができるようになる必要があります。また、支援の過程で、自らの心身が不調となり支援の継続が困難になる場合（二次受傷又は代理受傷）もあることから、防止対策をとる必要があります。

### 【取組の方向性】

- 本市の総合支援窓口であるくらしの安全課を中心に、犯罪被害者等の相談への対応能力の向上・二次受傷の防止を図るため、研修の受講等により、犯罪被害者等からの相談に対応するための体制づくりを目指します。

### 【具体的施策】

- 県や警察、公益社団法人いわて被害者支援センター<sup>2</sup>（以下「いわて被害者支援センター」という。）が実施する、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修に、本市職員が協力・参加し、担当者の資質向上を図ります。
- 本市の支援従事者が受ける精神的負担を考慮し、総合支援窓口の相談対応は、原則として複数の職員で行う等の相談体制を整備します。また、二次受傷防止に関する研修の受講等により、その防止に取り組みます。
- 本市の総合支援窓口であるくらしの安全課において、犯罪被害者等が利用できる市のサービスについて庁内担当課等と連絡調整を行いその利用を支援できるよう、犯罪被害者等の支援施策をまとめた盛岡市犯罪被害者等支援ハンドブックを作成し、担当部署間の連携を強化します。
- 総合支援窓口であるくらしの安全課から庁内担当課等に情報提供を行うほか、庁内担当課等で相談を受けたときは、総合支援窓口であるくらしの安全課に情報提供を行います。

---

<sup>2</sup> 公益社団法人いわて被害者支援センター

犯罪被害者等への支援を目的として設立された公益法人。相談対応、直接支援、支援員の養成、自助活動支援、広報・啓発活動等を事業としている。

### 3 民間支援団体の活動支援

#### 【現状と課題】

- 犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間支援団体は、犯罪被害者等の様々なニーズや心情をくみ取り、きめ細やかな支援を中長期にわたって行うなど、行政機関では行き届かない支援を行う重要な役割を有しています。
- しかし、民間支援団体の活動に関する認知度は十分とは言えず、運営は、行政等からの委託費のほか、賛助会費や寄付金で賄われており、体制強化の必要があります。

#### 【取組の方向性】

- 犯罪被害者等支援において重要な役割を果たす民間支援団体が、より適切かつ効果的に支援活動を行うことができるよう、民間支援団体の活動に関する広報の充実、体制の強化を推進します。

#### 【具体的施策】

- いわて被害者支援センターに対して補助金を交付し、その活動を支援します。
- 犯罪被害者週間等の啓発期間等に、県や民間支援団体が行う、犯罪被害者等支援に関する理解増進のための講演会等の啓発事業に協力し、参加します。
- いわて被害者支援センターが実施する研修会等に協力し、参加します。

## 4 人材の育成

### 【現状と課題】

- 犯罪被害者等支援の充実を図るためには、その支援に従事する者が、犯罪被害者等に寄り添いながら抱えている様々な問題を把握し、それぞれが所管する分野においてその解決に向けた適切な支援を行うほか、必要とする支援を行う関係機関・団体に繋いでいくことが求められます。
- また、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、相談・支援等の過程で、関係者の対応により二次被害を受けることがあるため、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の心情を理解して対応を行うことが求められます。
- そのため、犯罪被害者等支援に従事する者が、広く必要な知識を身につけ、犯罪被害者等が直面する様々な問題に適切に対応できるよう、人材を育成する必要があります。また、支援の過程で、自らの心身が不調となり支援の継続が困難になる場合（二次受傷又は代理受傷）もあることから、防止対策をとる必要があります。

### 【取組の方向性】

- 犯罪被害者等支援に従事する者が、個々の犯罪被害者等が置かれている状況や心情を理解し、犯罪被害者等が抱えている様々な問題に対応でき、犯罪被害者等に対して二次被害を与えることがないよう、また、二次受傷を負うことのないよう、研修を受講し、技術や知識の習得及び専門性の向上を図ります。

### 【具体的施策】

- 市、県や警察、いわて被害者支援センターが犯罪被害者等の支援に従事する者を対象として実施する、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を、本市職員をはじめとした犯罪被害者等の支援に従事する者が受講し、技術や知識の習得及び専門性の向上を図ります。  
また、同様に、二次受傷防止に関する研修の受講等により、その防止に取り組みます。

## 施策の柱Ⅱ 精神的・身体的被害の回復・防止

### 1 心身に受けた影響からの回復

#### 【現状と課題】

- 犯罪被害者等が受ける精神的被害は、PTSDの発症等その後の生活に多大な影響を与えます。
- 精神的・身体的被害により、日常生活がこれまで通り行えなくなる場合や、自宅での犯罪被害や再被害のおそれがある場合には転居等が必要となるなど、日常生活における支援が必要とされる場合があります。
- 子どもが犯罪被害者となった場合は、日常生活の多くを過ごす学校での対応が重要であり、学校と警察、民間支援団体等の学校外の機関・団体が連携して、本人はもとより保護者やその兄弟姉妹への配慮が求められます。

#### 【取組の方向性】

- 犯罪被害者等が、犯罪等による精神的・身体的被害から早期に回復・軽減することができるよう、犯罪被害者等の状況に応じた適切な情報提供及び支援を行います。

#### 【具体的施策】

- 総合支援窓口であるくらしの安全課において、相談等に応じて、本市が実施している生活福祉支援や教育支援などを実施している庁内担当課等や学校、カウンセリング、医療費公費負担などの支援を実施している県や警察等の外部機関と連絡・調整等を行い、その利用を支援します。

### 2 安全の確保

#### 【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、加害者に居住先が知られている場合や自宅が被害現場となった場合等、同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかと不安や恐怖を抱くことがあり、再被害を未然に防止する対策が求められます。
- 配偶者等からの暴力事案等、ストーカー、児童虐待など、特定の人に対して繰り返して行われる事案の場合、犯罪被害者等の安全に配慮した一時避難場所の確保が重要です。
- また、犯罪被害者等に関する個人情報適切に取り扱われなかった場合、再被害のおそれが高まることにつながります。

#### 【取組の方向性】

- 再被害のおそれがある犯罪被害者等が適切に保護されるよう、支援します。
- 犯罪被害者等の安全を確保するため、犯罪被害者等に関する情報の取扱いに十分配慮します。

#### 【具体的施策】

- 本市の総合支援窓口であるくらしの安全課において安全の確保が必要な相談等があったときは、庁内担当課等や外部機関と連絡調整を行い、必要な支援を行います。
- DVやストーカー行為等の犯罪被害者等に関し、当該犯罪被害者等の意思を踏まえ、住民基本台帳の閲覧制限等の手続きを行い、その安全の確保に努めます。

### 3 二次被害を受けた方への支援

#### 【現状と課題】

- インターネット等による誹謗中傷に起因する自殺や名誉棄損等の刑罰法令に抵触する事案が全国的に発生しており、国では刑罰法令の厳罰化や情報モラル向上のための啓発活動を行っていますが、被害は後を絶ちません。
- 犯罪被害者等に対する誹謗中傷による二次被害も多数発生しており、犯罪被害者の視点に立った支援施策を行っていく必要があります。

#### 【取組の方向性】

- 誹謗中傷等による二次被害を受けた方が、必要とする支援を受けることができるよう、様々な観点から相談することができる体制を整備します。
- 相談を必要とする犯罪被害者に周知されるよう、相談窓口を広報します。

#### 【具体的施策】

- 犯罪被害に遭ったことにより、インターネット等における誹謗中傷等の二次被害を受けた方が抱える様々な問題に対して、必要な支援が受けられるよう、本市の総合支援窓口やいわて被害者支援センター等の相談窓口の周知に努めます。
- 本市の総合支援窓口であるくらしの安全課において、県や警察、日本司法支援センター等が実施している相談制度、いわて被害者支援センターで実施している弁護士相談への付添い支援などの施策について、外部機関と連絡・調整等を行い、その利用を支援します。

## 施策の柱Ⅲ 損害回復・経済的支援等

### 1 損害賠償の請求等に関する周知

#### 【現状と課題】

- 犯罪被害者等が行う損害賠償の請求は、精神的負担を強いられることになるほか、訴訟費用・労力・時間等の確保が必要となる等、多くの困難に直面します。
- 犯罪被害者等が、加害者に対し損害賠償請求訴訟を提起し、賠償を命じる判決が確定したにもかかわらず、加害者が刑に服している等の理由で賠償金の支払いが履行されない場合、消滅時効成立前に再提訴する必要がある、費用がかかることになります。
- 損害賠償の請求が犯罪被害者等の望む形で行われるよう、支援していく必要があります。

#### 【取組の方向性】

- 犯罪被害者等が行う損害賠償の請求が、適切かつ円滑に進められるよう、関係機関・団体との連携、損害賠償の請求に関する情報の提供を行います。

#### 【具体的施策】

- 本市の総合支援窓口であるくらしの安全課において、損害賠償請求等に関する相談があったときは、日本司法支援センターの民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用など、外部機関と連絡調整を行い、その利用を支援します。

### 2 経済的負担の軽減

#### 【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、被害に起因する医療費、転居費用、裁判費用のほか、日常生活が困難になることに伴う家事・育児・介護等に係る費用が増加するほか、休職や退職等による収入の減少など、経済的困窮に陥ってしまう場合があります。
- また、民事訴訟で勝訴判決を受けたとしても、加害者の賠償能力が欠如している場合や賠償責任を果たさない場合等は、十分な賠償を受けられない場合があります。
- 国の犯罪被害給付制度等のほか、県では産婦人科での検査料や処置料、カウンセリング費用等に係る経済的支援を行っていますが、これらの制度に加え、犯罪被害に遭ったことで生じる経済的負担を軽減する施策が求められます。

#### 【取組の方向性】

- 犯罪被害者等のニーズに沿った各種経済的支援施策について、関係機関・団体との連携により、犯罪被害者等に情報提供を行います。  
また、遺族給付金や重傷病給付金、障害給付金が必要な方に確実に届くよう、犯罪被害給付制度の十分な周知を図ります。

#### 【具体的施策】

- 本市の総合支援窓口であるくらしの安全課において、本市で実施する遺族見舞金・重傷病見舞金の支給について申請の支援を行うほか、生活福祉支援、教育支援、県や警察が行うカウンセリング、医療費公費負担などの施策について、庁内担当課等や外部機関と連絡調整を行い、その利用を支援します。

### 3 居住の安定

#### 【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、自宅が事件現場になったことにより居住が困難となる場合、加害者から再び被害を受けるおそれがある場合、配偶者等からの暴力の場合等、自宅以外に居住場所や一時的な避難場所を確保しなければならない状況に置かれることがあります。
- 一方で、犯罪被害に遭ったことによる経済的困窮や精神的負担などにより、新たな居住場所の確保が困難な状況になる場合もあります。
- このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が居住場所を確保するための様々な支援に取り組む必要があります。

#### 【取組の方向性】

- 犯罪被害者等が早期に生活を再建できるよう、生活基盤となる住居を確保するための取組を行います。

#### 【具体的施策】

- 本市の総合支援窓口であるくらしの安全課において、市営住宅へ入居要件を満たす犯罪被害者等について優先的に選考して入居できる取扱いや、DV被害者や児童の安全確保のための一時保護などの施策について、庁内担当課等や外部機関と連絡調整を行い、その利用を支援します。

## 4 雇用の安定

### 【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、警察等での事情聴取、治療のための入院・通院、裁判への参加、行政機関での手続等、多くの状況に対応しなければならないため、休暇等の取得を余儀なくされる場合があります。
- 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、事業者の理解が進まないことや職場における二次被害により離職せざるを得ない状況になり、世帯の収入が途絶え、経済的困窮に陥る可能性もあります。
- このため、犯罪被害者等に対する就労支援の推進や、事業者による犯罪被害者等への十分な理解・配慮の促進が必要です。

### 【取組の方向性】

- 雇用の維持と二次被害防止のため、事業者の理解促進が図られるよう周知・啓発を実施するほか、雇用の安定のための情報提供を行います。

### 【具体的施策】

- 本市の総合支援窓口であるくらしの安全課において、雇用、就業等に関する相談などの施策について、庁内担当課等や外部機関と連絡・調整等を行い、その利用を支援します。

## 施策の柱Ⅳ 市民の理解の増進と配慮

### 1 犯罪被害者等支援、二次被害の防止に関する広報・啓発

#### 【現状と課題】

- 本市では、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について、市民の理解を深めるため、犯罪被害者週間等における広報・啓発、「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催への協力など、幅広い層を対象とした広報・啓発に取り組んでいますが、市民の理解はまだ十分とは言えない状況にあります。
- 全ての市民が、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し、地域社会全体で支えられるよう、広報・啓発、教育等を効果的に行う必要があります。
- 犯罪被害者等は、犯罪等による被害を受けた後に、インターネット上の誹謗中傷等のほか、事業所、学校、町内会等の様々なコミュニティにおける配慮に欠ける言動によっても、精神的な苦痛、心身の不調等の二次被害を受けることがあります。
- また、支援に従事する者の相談対応時における言動や対応の不作为等により二次被害を生じさせ、犯罪被害者等に精神的な苦痛を与える場合があります。
- 犯罪被害者等の人権が守られ、再び平穏な生活を送ることができるよう、二次被害の防止について、市民の理解の促進や支援に従事する者の資質向上に取り組む必要があります。

#### 【取組の方向性】

- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、様々な機会を通じて犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等への支援の取組などに対する市民の理解を深めるため、若年層を含めたあらゆる世代に対する広報・啓発を行い、犯罪被害者等を地域社会全体で支える気運の醸成を図ります。
- 犯罪被害者等の二次被害を防止するため、二次被害について市民の理解を深めるとともに、その防止が図られるよう、広報・啓発活動に取り組んでいきます。

#### 【具体的施策】

- 犯罪被害者週間等の啓発期間等に、県や民間支援団体が行う、犯罪被害者等支援に関する理解増進のための講演会等の啓発事業に協力し、参加します。
- 小、中学校における情報モラル教室等を通じて、誹謗中傷等に対する理解を進めます。
- 県やいわて被害者支援センターが実施する研修会等に協力し、参加します。

## 参考資料

### ➤ 1 犯罪被害者等基本法

平成十六年法律第百六十一号

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画

的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けすることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## ➤ 2 盛岡市犯罪被害者等支援条例

盛岡市犯罪被害者等支援条例

令和7年条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市の区域内に居住する者、市の区域内に通勤する者及び市の区域内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 市の区域内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市の区域内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、岩手県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該支援により二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、市と関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより

行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続等のために必要な休暇を取得しやすい環境の整備その他の犯罪被害者等の勤務環境について十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(計画の策定等)

第6条 市長は、犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画の策定、変更等に当たっては、盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第10条 市は、市民等及び事業者が二次被害及び再被害を生じさせることのないように、関係機関等と協力して、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

(教育活動の支援)

第 11 条 市は、学校、家庭及び地域社会において行われる犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるための教育活動を支援するものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(協議会)

第 13 条 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し必要な事項について審議するため、市長の附属機関として盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画に関する意見に関すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関する意見及び評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。

第 14 条 協議会は、委員 8 人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 15 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 16 条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 17 条 協議会の庶務は、市民部において処理する。

第 18 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

# 盛岡市犯罪被害者等支援 ハンドブック

令和8年2月

もう一人で悩まない



盛岡市広報キャラクター「モリィ」

盛岡市市民部くらしの安全課  
(相談電話：019-601-2061)

# 盛岡市犯罪被害者等支援 ハンドブック

このハンドブックは、犯罪被害に遭われた方、その家族、代理人等の支援の流れや総合支援窓口、見舞金についてお知らせするほか、利用することが多いと思われる盛岡市の既存の行政サービス等を中心にお知らせします。

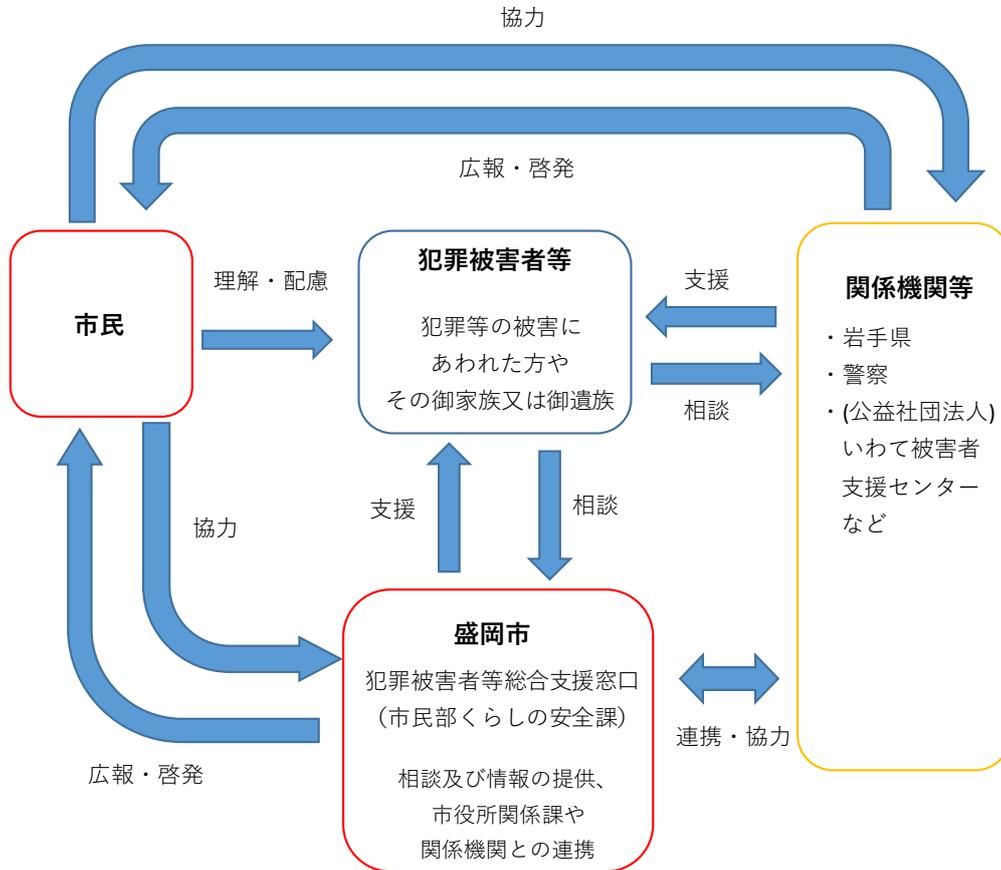
## 【目 次】

1	犯罪被害者等支援の流れ	29
2	犯罪被害者等総合支援窓口	30
3	盛岡市犯罪被害者等見舞金	30
4	各種窓口	
(1)	こころの健康	31
(2)	DV・性被害	31
(3)	住まい	31
(4)	子育て	32
(5)	生活困窮	37
(6)	国民健康保険	38
(7)	後期高齢者医療保険	39
(8)	高齢者	39
(9)	障がい	41
(10)	年金	43
(11)	税金	44
(12)	住所変更等	45
(13)	日常生活	45



# 1 犯罪被害者等支援の流れ

犯罪等に巻き込まれた被害者や、その家族又は遺族が再び平穏な生活を取り戻すために、住民の日常生活を支えるため、盛岡市と関係機関等が連携して犯罪被害者等の支援を行います。



相談窓口	名称	電話番号
盛岡市犯罪被害者等総合支援窓口	盛岡市市民部くらしの安全課	019-601-2061
犯罪被害相談	岩手県警察県民課被害者支援室	019-653-0110
	公益社団法人 いわて被害者支援センター	019-621-3751
性犯罪被害相談	岩手県警察性犯罪被害相談電話	#8103 又は 0120-797-874
	はまなすサポートライン (岩手県性犯罪・性暴力被害者支援)	#8891 又は 019-601-3026
岩手県犯罪被害者等相談窓口	岩手県復興防災部消防安全課 (県民安全担当)	019-629-6871 019-629-5266

## 2 犯罪被害者等総合支援窓口（相談時間：平日9時から16時）

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切におつなぎいたします。

面接による相談となりますので、事前に電話での予約をお願いいたします。

## 3 盛岡市犯罪被害者等見舞金

殺人や傷害など故意の犯罪行為により亡くなられた方の御遺族や重傷病を負われた方の経済的負担の軽減を目的とした見舞金です。概要は次のとおりですが、詳細はお問い合わせください。

見舞金の種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方の御遺族 ※1
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負われた方 ※2

※1 配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※2 療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は、通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された方

対象となる犯罪	人の生命又は身体を害する罪に当たる行為 ・日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為 ※正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く
住所要件	犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、盛岡市内に住所を有する被害者又は御遺族
支給の制限	御遺族や犯罪被害に遭われた方が以下に該当する場合は、支給対象外となります。 ・他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けているとき ・加害者と親族関係（事実婚関係等を含む）にあったとき ※特段の理由がある場合を除く ・犯罪行為を誘発したときや、その責めに帰すべき行為があったとき ・暴力団員や暴力団関係者であったとき ・その他の事情から判断し、社会通念上適切でないと認められるとき
申請期限	犯罪被害の発生を知った日から2年以内又は犯罪被害が発生してから7年以内 ※令和7年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象

### お問い合わせ先

市民部くらしの安全課地域安全係 犯罪被害者等総合支援窓口  
電話：019-601-2061 盛岡市役所本庁舎本館6階（盛岡市内丸12-2）

## 4 各種窓口

### (1) こころの健康

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
こころの健康相談 (保健師等による相談)	本人や家族のこころの悩みの相談に、保健師等による電話・面接(要予約)相談を行っております。	盛岡市保健所健康増進課 こころの健康担当 (保健所6階:神明町3-29) 電話:019-603-8309
こころの健康相談 (精神科医師による相談)	こころの問題や悩みを抱えている方、心配している家族等を対象として、精神科医師による面接相談を月1回定期開催しております。受診に向けての相談や助言等を行います。事前の予約が必要です。	盛岡市保健所健康増進課 こころの健康担当 (保健所6階:神明町3-29) 電話:019-603-8309

### (2) DV・性被害

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
DV相談	夫婦や家族、恋人の間の暴力に関する悩みや困りごとの相談を行っております。	こども家庭センター青少年女性担当 (保健所1階:神明町3-29) 電話:019-613-7521
DV・性被害に関する相談	DVや性被害に関する相談をお受けします。	もりおか女性センター (おでって5階:中ノ橋通一丁目1-10) 電話:019-604-3304
予期せぬ妊娠等	予期しない妊娠や望まない妊娠等で悩んでいる方の相談をお受けします。	母子健康課 (保健所2階:神明町3-29) 電話:019-603-8303

### (3) 住まい

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
市営住宅	犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等について市営住宅への優先入居の取扱いをします。	市営住宅指定管理センター (中ノ橋通一丁目4-22 106ビル 905号室) 電話:019-622-7030 建築住宅課住宅係 (本庁舎別館8階:内丸12-2) 電話:019-626-7533

#### (4) 子育て

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
妊娠や出産、子育て、女性の健康に関すること等	妊娠・出産・育児等について、助産師と保健師が相談に応じます。	母子健康課 (ママの安心テレホン) 専用電話：019-654-0851
子育ての悩み相談	18歳未満のこどもの子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭センターおやこ支援担当 (保健所2階：神明町3-29) 電話：019-601-2414
青少年や女性に関する相談	おおむね40歳までの青少年に関する相談や、女性からの相談をお受けします。	こども家庭センター青少年女性担当 (保健所1階：神明町3-29) 電話：019-613-7521
こども相談	学校のことや友人のこと、家庭のことなど学校にも親にも相談できないこどもの抱える悩みについて、こどもの思いに寄り添って、一緒に解決策を考える相談窓口です。	こども家庭センターこども相談室 (保健所1階：神明町3-29) フリーダイヤル：0120-087440 (おはなししよう)
学校生活に関する相談	小・中学生の学校生活に関する相談をお受けします。	教育研究所 教育相談室 (本庁舎本館5階：内丸12-2) 電話：019-651-7830
ショートステイ	保護者が病気や仕事などの理由で、家庭でのこどもの養育が一時的に困難になった場合に預かります。	こども家庭センターおやこ支援担当 (保健所2階：神明町3-29) 電話：019-601-2414
トワイライトステイ	保護者が仕事などの理由で夜間に不在となり、家庭でのこどもの養育が一時的に困難になった場合に預かります。	こども家庭センターおやこ支援担当 (保健所2階：神明町3-29) 電話：019-601-2414
休日預かり	保護者が仕事などの理由で休日に不在となり、家庭でのこどもの養育が一時的に困難になった場合に預かります。	こども家庭センターおやこ支援担当 (保健所2階：神明町3-29) 電話：019-601-2414

#### (4) 子育て（つづき）

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
一時預かり	保育施設等に入所していないこどもが利用できます。仕事や病気、冠婚葬祭などで、保護者が一時的に家庭で就学前のこどもを保育できない場合に、こどもを保育します。	各一時預かり実施施設 ・一時預かり実施施設一覧（下表） 子育てあんしん課 （保健所 1 階：神明町 3-29） 電話：019-613-8347
休日保育	日曜、祝日に、就労等の理由により、保護者がこどもを家庭で保育できない場合に、こどもを保育します。	各休日保育実施施設 ・休日保育実施施設一覧（下表） 子育てあんしん課 （保健所 1 階：神明町 3-29） 電話：019-613-8347
子育て相談	市内 8 か所ある地域子育て支援センターにおいて、子育てに関して専門的な知識を持つスタッフが相談に乗ったり、講座を開催したり、子育て情報の提供をしています。	各保育園地域子育て支援センター ・地域子育て支援センター一覧（下表） 子育てあんしん課 （保健所 1 階：神明町 3-29） 電話：019-613-8347
保育園開放・食事等の相談	公立保育園 7 園では、毎月第 2、第 4 火曜日に保育園を開放したり、年に 2 回保育園給食の試食や食事についての相談に応じたりしています。	各公立保育園 ・公立保育園一覧（下表） 子育てあんしん課 （保健所 1 階：神明町 3-29） 電話：019-613-8347

#### 一時預かり実施施設一覧

一時預かり実施施設名	住所	電話番号
愛育園	西松園二丁目 8-1	019-661-0362
かがの保育園	加賀野四丁目 18-60	019-652-0140
青山保育園	青山二丁目 6-18	019-646-4605
前潟保育園	上厨川字杉原 55	019-601-1788
下太田保育園	下太田榊 14-21	019-658-0078
青空こども園	平賀新田字高柳 1-1	019-648-1900
みどりこども園	下飯岡 2 地割 319-1	019-614-0007
よつばこども園	本宮一丁目 17-18	019-636-1100
アイリス保育園	西見前 19 地割 44-24	019-639-2150
MH ナーサリー	盛岡駅前通 8-12	019-604-6776

#### (4) 子育て（つづき）

##### 一時預かり実施施設一覧（つづき）

一時預かり実施施設名	住所	電話番号
聖光こども園	長田町 17-8	019-622-6518
なかのこども園	東安庭一丁目 13-35	019-624-0351
東山りんごこども園	東山一丁目 15-1	019-652-4605
津志田こども園	三本柳 4 地割 16-1	019-601-4977
好摩保育所	好摩字野中 69-112	019-682-0620
なでしここども園	上堂一丁目 10-23	019-648-6222
ぎんがの里保育園	本宮字林崎 1-2	019-656-3800
おおぞら村一番地こども園	津志田西一丁目 17-60	019-613-3344
東見前保育園	東見前 5 地割 102	019-638-8125
きたくり保育園	厨川一丁目 7-1	019-641-4330

##### 休日保育実施施設一覧

保育実施施設名	住所	電話番号
東山りんごこども園	東山一丁目 15-1	019-652-4605
津志田こども園	三本柳 4 地割 16-1	019-601-4977
本宮保育園	本宮 4 丁目 38-10	019-636-1446
MH ナーサリー	盛岡駅前通 8-12	019-604-6776

##### 子育て支援センター一覧

子育て支援センター名	住所	電話番号
みたけ保育園地域子育て支援センター	青山三丁目 14-5	019-646-6420
とりょう保育園地域子育て支援センター	肴町 2-8	019-651-8580
好摩保育所地域子育て支援センター	好摩野中 69-112	019-682-2333
愛育園地域子育て支援センター	西松園二丁目 8-1	019-661-0678
前潟保育園地域子育て支援センター	上厨川字杉原 55	019-601-1790
なかのこども園地域子育て支援センター	東安庭一丁目 13-35	019-681-0811
飯岡こども園地域子育て支援センター	下飯岡 8 地割 99	019-613-2611
津志田こども園地域子育て支援センター	三本柳 4 地割 16-1	019-656-9134

##### 公立保育園一覧

保育園名	住所	電話番号
くりやがわ保育園	新田町 9-33	019-625-2676
太田保育園	上太田松ノ木 84-3	019-659-0738
あべたて保育園	安倍館町 14-40	019-647-0022

#### (4) 子育て（つづき）

##### 公立保育園一覧（つづき）

保育園名	住所	電話番号
とりょう保育園	肴町 2-8	019-624-4103
さくらがおか保育園	山岸三丁目 20-1	019-661-1131
見前保育園	三本柳 10-4-2	019-638-0559
乙部保育園	乙部 29-67-2	019-696-2662

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
妊産婦医療費の給付	妊娠5カ月又は8カ月から出産した月の翌月末までの医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。所得により助成期間が異なります。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 保健所2階 母子健康手帳交付窓口 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
乳幼児医療費の給付	0歳から小学校入学前までのお子様の医療費の一部負担金の全額を助成します。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
小学生医療費の給付	小学生のお子様の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
中学生医療費の給付	中学生のお子様の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課

(4) 子育て (つづき)

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
高校生等医療費の給付	高校生相当年齢のお子様の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館 2階：内丸 12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
ひとり親家庭等医療費の給付	ひとり親家庭等の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。児童扶養手当に準じた所得制限があります。	医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎本館 2階：内丸 12-2) 電話：019-626-7528 ※下記窓口でも手続きできます 子ども青少年課 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、寡婦及び父子家庭が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、一時的に保育サービス等が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。	子ども青少年課 (保健所 4階：神明町 3-29) 電話：019-613-8354
就学援助	経済的理由で就学が困難と認められる小・中学生の保護者に、給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助します。	学務教職員課学事助成係 (都南分庁舎 3階：津志田 14-37-2) 電話：019-639-9044
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭や父子家庭、寡婦家庭の生活の安定と経済的な援助のために、各種の資金を無利子または低利子で貸し付ける制度があります。	子ども青少年課 (保健所 4階：神明町 3-29) 電話：019-613-8354
児童手当	高校生年代までの児童(18歳到達日以後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している人が受給できます。児童の養育者が盛岡市に住民登録をしていること(国籍は関係ありません。)	子ども青少年課 (保健所 4階：神明町 3-29) 電話：019-613-8354

#### (4) 子育て（つづき）

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
児童扶養手当	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。	子ども青少年課 (保健所 4 階：神明町 3-29) 電話：019-613-8354

#### (5) 生活困窮

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
生活保護	生活保護は、国が生活に困っている方に対して、その困っている程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自分の力で生活の立て直しができるよう援助することを目的としており、憲法で保障された国民の権利です。	生活福祉第一課・第二課 (内丸分庁舎 3 階：内丸 3-46) 電話：019-626-7510
生活困窮者自立支援	生活保護受給者以外の生活に困っている人を対象に、仕事やお金、健康などの相談に応じ、必要な支援につなげます。	盛岡市くらしの相談支援室 (内丸分庁舎 2 階：内丸 3-46) 電話：019-626-1215 (9 時 30 分～16 時 30 分)
生活福祉資金貸付制度	他の貸付制度が利用できない、収入の少ない世帯や、障がい者世帯、高齢者世帯へ、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。  ※この貸付制度を利用する場合は、市町村社会福祉協議会や民生委員により、貸付相談から返済完了まで世帯の自立に向けた継続した支援がおこなわれます。	市社会福祉協議会 生活支援課 (盛岡市総合福祉センター 1 階：若園町 2-2) 電話：019-651-1001 (貸付相談専用ダイヤル)

(6) 国民健康保険

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
高額療養費の支給	同じ月に医療機関へ支払った一部負担金が年齢や所得等により決まっている負担限度額を超えた場合、申請により、高額療養費として、払い戻されます。	健康保険課 給付係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8436 ※下記窓口でも手続きできます。 都南総合支所税務福祉係 玉山総合事務所住民福祉課
国民健康保険一部負担金助成	収入が少ないため、一部負担金を支払うことで生活の維持が困難になる場合で、助成の基準に該当する場合に、申請により1年度につき4回まで一部負担金が還付されます。	健康保険課 給付係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8436
国民健康保険一部負担金の減免	災害や失業などの特別な理由により、一時的に著しく収入が減少し、一部負担金の支払いが困難で、減免などの基準に該当する場合に、申請により一部負担金の免除、減額または徴収の猶予が受けられます。	健康保険課 給付係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8436
国民健康保険税の減免	災害そのほか特別の事情で保険税の支払が困難な人は、申請により保険税の減免または徴収の猶予を受けられることがあります。	健康保険課 受付賦課係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8437
葬祭費の給付	国保加入者がお亡くなりになったとき、喪主に葬祭費として3万円が支払われます。	健康保険課 給付係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8436 ※下記窓口でも手続きできます。 都南総合支所税務福祉係 玉山総合事務所住民福祉課 青山、太田、築川の各支所

### (7) 後期高齢者医療保険

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
高額療養費の支給	1カ月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。	健康保険課 高齢者医療係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8439 ※下記窓口でも手続きできます。 都南総合支所税務福祉係 玉山総合事務所住民福祉課
後期高齢者医療保険料の減免	災害そのほか特別の事情で保険料の支払が困難な人は、申請により保険料の減免または徴収の猶予を受けられることがあります。	健康保険課 高齢者医療係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8439
葬祭費の給付	後期高齢者医療の加入者がお亡くなりになったとき、喪主に葬祭費として3万円が支払われます。	健康保険課 高齢者医療係 (本庁舎別館1階：内丸12-2) 電話：019-613-8439 ※下記窓口でも手続きできます。 都南総合支所税務福祉係 玉山総合事務所住民福祉課

### (8) 高齢者

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
介護保険料徴収 猶予・減免	災害そのほか特別の事情で保険料の支払が困難な人は、申請により介護保険料の徴収猶予・減額・免除を受けられることがあります。	介護保険課 受付相談係 (本庁舎別館5階：内丸12-2) 電話：019-626-7561)
介護保険利用者負担額の減免・免除	介護保険の利用者負担額の減額・免除を受けられることがあります。	介護保険課 受付相談係 (本庁舎別館5階：内丸12-2) 電話：019-626-7561)
権利擁護、虐待防止	高齢者の権利擁護、虐待防止に関する相談をお受けします。	長寿社会課 権利擁護係 (本庁舎本館5階：内丸12-2) 電話：019-601-2063

(8) 高齢者（つづき）

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
成年後見制度	成年後見制度に関する相談をお受けします。	長寿社会課 権利擁護係 (本庁舎本館5階：内丸12-2) 電話：019-601-2063 盛岡広域成年後見センター (大通一丁目1番16号) 電話：019-626-6112
介護や在宅生活の相談	市内にある各地域包括支援センターで高齢者等の介護や在宅生活に関する相談をお受けします。	各地域包括支援センター ・介護支援センター（下表） 長寿社会課 地域ケア係 (本庁舎本館5階：内丸12-2) 電話：019-613-8144

地域包括支援センター一覧

事業所名	住所	電話番号	ファクス番号	担当地区
盛岡駅西口地域 包括支援センター	盛岡駅西通一丁目2-2	019-606-3361	019-606-3362	西厨川・桜城
仁王・上田地域 包括支援センター	高松二丁目6-39 アーバンレジデンス102号	019-661-9700	019-661-9701	仁王・上田
浅岸和敬荘地域 包括支援センター	浅岸三丁目23-50	019-622-1711	019-622-1722	米内・山岸
松園・緑が丘地域 包括支援センター	西松園二丁目5-1	019-663-8181	019-663-8886	松園
五月園地域 包括支援センター	東山二丁目5-19	019-613-6161	019-601-6627	築川・中野
青山和敬荘地域 包括支援センター	南青山町13-30	019-648-8622	019-648-1414	青山・東厨川
みたけ・北厨川地域 包括支援センター	月が丘三丁目7-5	019-648-8834	019-641-9900	みたけ ・北厨川
イーハトーブ地域 包括支援センター	本宮一丁目6-48	019-636-3720	019-635-5796	本宮・仙北
地域包括支援センター 川久保	津志田26-30-1	019-635-1682	019-635-1430	見前・津志田
飯岡・永井地域 包括支援センター	永井19-37-5	019-656-7710	019-656-7719	永井
玉山地域 包括支援センター	好摩字夏間木70-190	019-682-0088	019-682-2888	巻堀・好摩

## 介護支援センター一覧

事業所名	住所	電話番号	ファクス番号	担当地区
ケアガーデン高松 公園 介護支援センター	上田字毛無森 2-7	019-665-2175	019-661-8260	緑が丘
ヴィラ加賀野 介護支援センター	加賀野三丁目 1-6	019-651-5723	019-626-5377	城南・加賀野
城南 介護支援センター	神明町 8-4	019-621-1215	019-624-0055	杜陵・城南・ 大慈寺
おでんせ 介護支援センター	上厨川字横長根 76-1	019-648-0621	019-648-0620	土淵
千年苑 介護支援センター	上太田穴口 53	019-658-1190	019-658-1192	繫・太田
都南あけぼの荘 介護支援センター	湯沢 4-25-1	019-639-2528	019-632-9100	飯岡
希望の里 介護支援センター	乙部 5-41-1	019-696-4386	019-696-4399	乙部
秀峰苑 介護支援センター	下田字石羽根 99-901	019-669-5101	019-669-5103	洪民・玉山・ 藪川

## (9) 障がい

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
障がいに関する 相談	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児及び難病患者等の窓口として、障がい手帳交付や各種障がい関係手当、日常生活・施設入所などの相談に応じています。	障がい福祉課 (本庁舎 5階：内丸 12-2) [身体障害者手帳・各種手当] 自立支援係 電話：019-613-8346 [精神障害者保健福祉手帳] 給付係 電話：019-613-7943 [障がい福祉サービス] 相談認定係 電話：019-626-7508
障がい者虐待防止 相談窓口	障がい者の虐待に関する通報、支援などの相談に応じます。	障がい福祉課 相談認定係 (本庁舎 5階：内丸 12-2) 電話：019-626-7508

(9) 障がい (つづき)

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
特別障害者手当・ 障害児福祉手当	日常生活において常時特別な介護が必要な障がいがある人に対して支給される手当です。	障がい福祉課 自立支援係 (本庁舎本館5階：内丸12-2) 電話：019-613-8346
精神通院医療 の給付	精神・神経疾患で通院治療が必要な方に対して、通院医療費を公費で助成されます。	障がい福祉課 給付係 (本庁舎5階：内丸12-2) 電話：019-613-7943
重度心身障がい者 医療費の給付	<p>重度の障がいをお持ちの人（下記参照）の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。所得制限はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級、2級をお持ちの人</li> <li>・特別児童扶養手当1級に該当する人</li> <li>・国民年金法の規定する障害基礎年金1級に該当する人（特別障害給付金の受給者で障害の程度が障害基礎年金1級相当に該当する人を含む。）</li> <li>・療育手帳Aをお持ちの人</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人</li> </ul>	<p>医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎2階：内丸12-2) 電話 019-626-7528</p> <p>※下記窓口でも手続きできます</p> <p>都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課 本庁舎5階 障がい福祉課</p>
中度身体障がい者 医療費の給付	身体障害者手帳（3級又は4級）をお持ちの人の医療費の一部負担金の全額又は一部を助成します。所得制限があります。	<p>医療助成年金課 医療助成係 (本庁舎2階：内丸12-2) 電話 019-626-7528</p> <p>※下記窓口でも手続きできます</p> <p>都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課 本庁舎5階 障がい福祉課</p>

(10) 年金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
国民年金保険料の免除・納付猶予など	<p>経済的な事情などで保険料の納付が困難な場合は、申請・届出をすることで保険料の納付が免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年所得が低い方、失業した方、被災した方など</li> <li>・大学や専門学校などに就学する学生</li> <li>・生活保護（生活扶助）の受給者、障害年金1級・2級の受給者など</li> <li>・産前産後期間に国民年金第1号被保険者期間がある方</li> </ul>	<p>医療助成年金課 年金係 （本庁舎本館2階：内丸12-2） 電話：019-626-7529</p> <p>※下記窓口でも手続きできます</p> <p>都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課</p> <p>又は</p> <p>日本年金機構 盛岡年金事務所 電話：019-623-6211</p>
障害基礎年金	<p>病気やけががもとで、障がいの状態になった場合で、支給要件を満たしたときは、障害基礎年金を請求することができます。</p>	<p>医療助成年金課 年金係 （本庁舎本館2階：内丸12-2） 電話：019-626-7529</p> <p>又は</p> <p>日本年金機構 盛岡年金事務所 電話：019-623-6211</p>
遺族基礎年金	<p>国民年金に加入している人や、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡したとき、その人によって生計が維持されていた子のある配偶者または子(胎児を含む。)に支給されます。</p>	<p>医療助成年金課 年金係 （本庁舎本館2階：内丸12-2） 電話：019-626-7529</p> <p>又は</p> <p>日本年金機構 盛岡年金事務所 電話：019-623-6211</p>
寡婦年金	<p>第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)としての保険料の納付済期間と免除期間を合わせて、10年以上ある夫が死亡したときに、要件を満たす妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。</p>	<p>医療助成年金課 年金係 （本庁舎2階：内丸12-2） 電話：019-626-7529</p> <p>又は</p> <p>日本年金機構 盛岡年金事務所 電話：019-623-6211</p>

(10) 年金 (つづき)

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
死亡一時金	国民年金保険料を3年以上納付した人が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないで死亡したときなどに、生計を同一にしていた遺族に支給されます。	医療助成年金課 年金係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-626-7529 ※下記窓口でも手続きできます 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課 又は 日本年金機構 盛岡年金事務所 電話：019-623-6211

(11) 税金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
市税の納税の猶予の相談	一定の要件に該当し、そのことが理由で市税を納期限までに納付できないと認められる場合、申請することで徴収の猶予が認められる場合があります。	納税課 (本庁舎別館2階：内丸12-2) 電話：019-613-8462 019-613-8463
市・県民税の減免	予測できない理由により収入が減少したことで生活が困窮し、市県民税等の納付が著しく困難となった場合には、申請時点で納期が過ぎている税額について、申請に基づき減額や免除を受けられることがあります。	市民税課 市民税第二・第三係 (本庁舎本館2階：内丸12-2) 電話：019-613-8497 019-613-8498
固定資産税 ・都市計画税の減免	犯罪被害者が所有する固定資産に被害を受けた場合や、犯罪被害により生活が困窮し、生活保護を受給することとなった場合は、市税条例に基づき固定資産税及び都市計画税の減免を受けられることがあります。	資産税課 (本庁舎別館6階：内丸12-2) 電話：019-626-7530

(1 2) 住所変更等

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
住所の変更等	住民票、マイナンバーカードの住所等の変更についてお取り扱いします。	市民登録課登録係 (本庁舎本館 1 階：内丸 12-2) 電話：019-613-8309 都南総合支所市民係 玉山総合事務所住民福祉課 青山、太田、築川の各支所
住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準じる行為の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方について、住民票の写し等の交付制限及び閲覧制限を行います。	市民登録課 (本庁舎本館 1 階：内丸 12-2) 電話：019-613-8307
身近な方がお亡くなりになったとき	<b>予約をして利用</b> 亡くなられた後の市役所での手続きを一か所で行うことができます。(内容により、各担当窓口での手続きが必要な場合があります) <b>予約をしないで利用</b> 必要な手続きの選別のお手伝いをさせていただきます。その後、各担当窓口で手続きをしていただきます。	おくやみコーナー 予約電話番号：019-613-8312 (市民登録課 戸籍係直通) (本庁舎本館 1 階：内丸 12-2)

(1 3) 日常生活

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
生活全般の困りごと相談	どこに相談していいかわからない困りごとの相談を受け付け、様々な分野の専門家などが連携し、必要な支援をコーディネートする福祉相談のワンストップ窓口です。	まるごとよりそいネットワークもりおか (市社会福祉協議会：若園町 2-2 盛岡市総合福祉センター内) 電話：019-651-1000
消費者生活相談	契約のトラブル、悪質商法など、消費生活に関する相談に応じます。	盛岡市消費生活センター (盛岡市内丸 3-46 内丸分庁舎 4 階) 相談専用電話：188 (全国共通、消費者ホットライン) または 019-624-4111 (9 時～16 時)

盛岡市犯罪被害者等支援計画

令和8年2月

盛岡市くらしの安全課

〒020-8530 盛岡市内丸12-2

TEL 019-603-8008

FAX 019-622-6211

Email [kurasi@city.morioka.iwate.jp](mailto:kurasi@city.morioka.iwate.jp)